



2022年5月13日

各 位

会社名 アサガミ株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村 健一
(コード番号9311 東証スタンダード)
問合せ先 取締役常務執行役員総務部長 石橋 義久
(TEL. 03 - 6880 - 2200)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月23日開催予定の第100回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社の定款を変更するものであります。

- (1) 変更第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会	2022年6月23日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年9月1日(予定)

3. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="156 344 730 380"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p data-bbox="140 394 245 427">第15条</p> <p data-bbox="140 441 778 712"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="389 777 528 808">＜新 設＞</p> <p data-bbox="389 1256 528 1288">＜新 設＞</p>	<p data-bbox="1050 344 1189 378">＜削 除＞</p> <p data-bbox="815 777 1043 808"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="799 824 904 857">第15条</p> <p data-bbox="799 871 1437 1001"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="799 1014 1437 1191"><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="799 1256 863 1288">附則</p> <p data-bbox="815 1301 1267 1335"><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="799 1348 1437 1619"><u>1 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および変更定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="799 1632 1437 1762"><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="799 1776 1437 1906"><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上